

令和 8 年第 5 回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 5 月 8 日（金） 午後 4 時 00 分～
2. 開催場所 宇土市役所 1 階 会議室 1
3. 出席委員 12 名
中村英子 安田鷹嗣 那須千代 上村博文
小森公明 境 良一 芥川高一 芥川清二
鎌賀和夫 太田桂子 宮本久美子
4. 欠席委員 1 名
加悦雅浩
5. 推進委員出席者 中山茂樹 関 輝明 谷山次則 小田健夫
齊藤栄一郎 重元太郎 長溝鉄夫 松下清史
本田英二 本田善尚 野田秀則
6. 議事録署名者指名 境 良一 議長
議事録署名委員 宮本委員 安田委員
7. 議 事
 - (1) 議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第 16 号 農用地利用集積計画の同意について
 - (4) 議案第 17 号 令和 8 年度農業雇労賃の協定（案）について
 - (5) 議案第 18 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について

事務局 令和 8 年第 5 回農業委員会総会を開催いたします。本日は、加悦委員がご欠席ですが定数の過半数を超えています。よって本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第 2 の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 こんにちは。お忙しい中にご出席頂きまして有難うございます。本日、宇土市の人事異動内示が出たようで、18日付けの人事異動となるようです。事務局長が変わり、新体制となりますので、みなさまご協力をお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、宮本委員さんと安田委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番について確認委員の太田委員より説明をお願いします。

太田委員 議案書に記載のとおりです。問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は2ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は約1.5km、農業年数は20年、農機具を所有し、主たる作物は米になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認します。次に、申請番号2番について確認委員の宮本委員より説明をお願いします。

宮本委員 議案書に記載のとおりの内容です。本日欠席の加悦委員が引き受けられるものです。ご審議よろしく申し上げます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 2 番について説明します。地図は 3 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は徒歩 3 分、農業年数は 45 年、農機具を所有し、主たる作物は米、いちじく、みかんになり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 2 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 2 番について承認します。以上、議案第 14 号について 2 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 15 号「農地法第 5 条の規定による許可申請審議について」を議題とします。それでは、申請番号 1 番について確認委員の中村委員より説明をお願いします。

中村委員 議案書に記載のとおりです。現地確認したが問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 1 番について説明します。地図は 8 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は熊本市東区で不動産業等を営む法人です。申請地周辺は宅地化が進んでおり、付近には市役所、小中学校、スーパー等があり、利便性がよいことから、アパートの需要があると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、公共投資のされていない、10ha 未満の生産性の低い第 2 種農地です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 1 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 1 番について承認します。次に、申請番号 2

番について確認委員の中村委員より説明をお願いします。

中村委員 議案書に記載のとおりです。申請番号 1 番と同様に現地確認したが問題無いと思います。ご審議よろしくお願ひ致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 2 番について説明します。地図は 9 ページ及びスクリーンをご覧ください。番号 1 番の隣接農地になります。申請人は熊本市東区で不動産業等を営む法人です。1 番と同じく申請地周辺は宅地化が進んでおり、付近には市役所、小中学校、スーパー等があり、利便性がよいことから、建売住宅の需要があると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、公共投資のされていない、10ha 未満の生産性の低い第 2 種農地です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 2 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 2 番について承認します。次に、申請番号 3 番について確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 議案書に記載のとおりです。特に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひ致します。

境議長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 3 番について説明します。地図は 10 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は花園町に居住する個人で、建設業を営む会社の代表です。個人事業者の増加に伴い、事務所スペースや物流拠点としての倉庫の需要が高まっていることから、申請地に 2 棟の貸事務所、貸倉庫を建築し、同業者に貸し出すため、今回の転用申請となりました。お、申請地は、申請地は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ 500 m 以内に、むらかみ眼科および近藤歯科があるため、第 3 種農地と思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 3 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 3 番について承認します。次に、申請番号 4 番について確認委員の上村委員より説明をお願いします。

上村委員 議案書に記載のとおりです。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 4 番について説明します。地図は 11 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は宮庄町で解体業を営む法人です。5 年ほど前から、申請地を資材置場、重機等保管場所として利用しており、今回所有権移転しようとしたところ、転用申請をしていなかったことに気づいたとのことで、始末書添付の案件です。なお、申請地は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地であり、第 1 種農地と思われませんが、「集落に接続して設置されるもの」という不許可の例外規定に該当し、許可することは可能です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 4 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 4 番について承認します。次に、申請番号 5 番について確認委員の宮本委員より説明をお願いします。

宮本委員 議案書に記載のとおりです。トンネル工事に伴う資材置場等として利用されるということです。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 5 番について説明します。地図は 12 ページ及びスクリーンをご

覧ください。申請人は東京都で建設業等を営む法人です。国から請け負ったトンネル工事新設工事の施工が本格化することから、国道沿いで利便性のよい申請地を、建設資材置場及び現場事務所用地として利用するため、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、3年間の一時転用な使用であること、農業振興地域整備計画の達成への支障がないことを確認しているため、例外的に転用が可能と思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号5番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので5番について承認します。以上、議案第15号について5件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第16号「農用地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の15ページをご覧ください。これらは、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農用地利用集積等促進計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。

借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃（しゃくちん）などにつきましては議案書記載のとおりです。15ページ47番及び48番につきましては、農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した、利用権の新規設定となります。15ページ下段のローマ数字Ⅱ及びⅢは、熊本県農業公社を介した貸借の借受者を親から子へ変更するものです。

次に16ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定等による農地集積の状況を示していて、今月は田が2,062㎡、畑が12,009㎡の合計が14,071㎡となっています。

最後に別紙資料をご覧ください。各地区ごとの農地の貸借状況を示しております。なお、表示している数値は、前回の総会後の時点で作成しておりますので、御了承ください。それでは上から順に説明いたします。まず、市内の農地の筆数及び面積になりますが、市全体の合計は28,757筆の23,828,884㎡となっております。各地区の数値は記載のとおりです。中段は農地法第3条、利用権、機構法及び貸借なし、ごとの各地区の筆数及び面

積になり、貸借なしは自作を含んでいます。下段は中段の数値を地区ごとの割合に直したもので、先月から数値の変化はありません。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 16 号について承認します。次に、議案第 17 号「令和 8 年度農業雇労賃の協定（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 令和 8 年度農業雇労賃金（案）についてご説明いたします。本日本日お配りしております別紙 2 をご覧ください。これは、10a 当たりの賃金を記載して、令和 8 年度の初田起こしを 7,000 円、代かきを 7,000 円、機械田植えを 7,000 円、コンバインつまり機械刈取りを 15,000 円としており、この金額は昨年度と同額となっています。

また、令和 8 年度の宇城管内の平均額は表右側のとおりです。美里町は耕起、代かき、機械田植えが昨年度から 1,000 円増額、宇城市にも確認しましたが、現時点で金額は未定とのこと。宇土市の令和 8 年度案の金額は、前年度と同額としていますが、宇城平均、県平均と比較し、大きな差異はないと思います。以上、案の説明を終わります。ご検討よろしく願いいたします。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 17 号について承認します。次に、議案第 18 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。資料の「宇土市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）」と「新旧対照表」をご覧ください。

宇土市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」には、地域の強みを活かしながら、活力のある農業・農村を築くため、農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、「遊休農地の発生防止・解消活動」、「担い手への農地の集

積・集約化」、「新規参入の促進」等について数値目標の設定や推進方法について定めることとされております。この指針につきましては、委員改選の都度見直しを行うこととされておりますので、今回改正についてご審議いただくものです。

今回、数値目標を中心に改正を行っておりますが、改正部分につきましては、新旧対照表の朱書きで下線が引いてある部分です。表の左側が変更後、右側が変更前のものとなります。

主な改正点は2点あります。1点目ですが、新旧対照表の1ページに遊休農地の解消目標を記載いたしております。遊休農地面積が改正案では急激に増加しておりますが、これは令和6年度に農地パトロールを強化したことで、多くの遊休農地が発覚したことによるものです。これに伴い、遊休農地の割合も増加しております。目標の数値としましては、目標年度において遊休農地ゼロを目指すという、農林水産省が示した数値目標に基づき、設定しております。

2点目ですが、1ページ下段から2ページの上段に「担い手への農地利用集積目標」を記載いたしております。改正前におきましては、熊本県定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」において、担い手への農地利用集積率を「令和11年に80%を目指す」ということが示されたことから、その目標値に基づき記載しておりましたが、今回の改正では、令和8年3月に改正された、宇土市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、目標を60%を維持することとしています。その他の改正内容につきましては、現状の数値への変更や部署名の変更等となっております。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第18号について承認します。以上で予定していた議題の審議を終わりますが、その他で何かございませんか。事務局からあるようですので、事務局より説明をお願いします。

事務局 今回届け出がありました農地改良届について説明いたします。お手元の資料1をご覧ください。今回は2筆の農地改良届がでています。地番や改良の事由などは記載のとおりです。

番号1番について、地図は2ページ、写真は3ページ及び前のスクリーンをご覧ください。農地改良後の予定作物はカボチャ、唐辛子等です。作付け適期が迫っており、早急に土壌改良を実施しなければ当年度の営農計画

に影響が生じるため、既に盛土を実施されています。以上です。

境議長 何か意見のある方はいらっしゃいますか。

芥川高委員 本件とは別だが、農地改良届について、期日を過ぎても完了していない農地が見受けられる。期日を過ぎたものについては、地区ごとに確認した方が良いと思われる。

事務局 期日等調べた上で、対応する。

境議長 他にご意見はありませんか。ないようですので、本件については終わります。その他何かございませんか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 ありがとうございます。閉会の言葉を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 ご審議ありがとうございました。これをもちまして令和8年第5回の総会を閉会します。

議 長 境 良一

議事録署名人 安田 鷹嗣

議事録署名人 宮本 久美子